

「住宅リフォーム工事標準契約書」及び「住宅リフォーム工事標準注文書・請書」の発行について

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会(会長:吉田 忠裕)は、このほど現行の「住宅リフォーム工事標準契約書式(小規模工事用)」を廃止し、より使いやすい「住宅リフォーム工事標準契約書式(中・大規模工事用)」及び「住宅リフォーム工事標準注文書・請書(小規模工事用)」を新たに作成いたしました。

1 新たに標準契約書式を発行した背景

建設工事の請負契約においては、すべての工事で所定の事項を記載した契約書面を交付しなければなりません(建設業法第19条)。しかしながら、現状のリフォーム工事、特に小規模なリフォーム工事においては、契約書を取り交わしていない、または、契約書の内容が曖昧であることに起因するトラブルが多く発生しています。

これらのトラブルを防止するためには、契約の際にキチンとした内容の契約書面を必ず取り交わすことが重要であります。

当協議会では、これまでも契約書面の取り交わしを推進するために、標準契約書式(小規模工事用)を発行してまいりましたが、より使いやすいものにするため、現行の標準契約書式(小規模工事用)を廃止し、少額工事が大半であるリフォーム工事の実情に鑑みて、それら少額工事に適した「標準注文書・請書」を新たに作成するとともに、中・大規模工事用としての「標準契約書」も作成し、「契約書」と「注文書・請書」の二本立てにしました。

また、「住宅リフォーム工事請負契約約款」についても、住宅リフォームの現状に即して一部見直しを行いました。

これまで契約書を取り交わすことの少なかつた小規模なリフォーム工事等においても、契約の際により多く使用していただけるような書面になると考えています。

2 本書式の利用について

(1) 住宅リフォーム工事標準契約書

あらゆるリフォーム工事の契約の際に使用できます。

特に工事金額 100 万円程度以上または契約時に見積書、設計図、仕様書等を添付する工事に適しています。

契約約款の解説や契約書の作成・提出の手順、袋とじ方法などの解説書も添付されています。

(2) 住宅リフォーム工事標準注文書・請書

小規模なリフォーム工事の契約の際に使用できます。

工事金額 100 万円程度未満のうち契約時に見積書、設計図、仕様書等を添付しない工事に適しています。

契約約款の解説や注文書・請書の作成・提出の手順、記入例なども分かりやすく掲載されています。

3 申込方法

(1) ネットから注文

当協議会ホームページの「刊行物案内」から申し込みます。

ホームページアドレス: <http://www.j-reform.com/publish/index.html>

(2) FAXで注文

別添チラシに必要事項を記入し、当協議会宛FAX(03-3261-7730)にて申し込みます。

(3) 価格

- ・住宅リフォーム工事標準契約書 1冊(2枚複写10組) 600円(消費税込み)
- ・住宅リフォーム工事標準注文書・請書 1冊(2枚複写20組) 600円(消費税込み)



本件に関する問合せは下記までお願いします。

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 担当: 安井

TEL 03-3556-5430 FAX 03-3261-7730

〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2

ステージビルディング 4F